

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
(岐阜市所管の施設等を含む)

様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」に係る賃金改善開始の報告について

平素より、県の障がい福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」について、障害福祉サービス事業者等は都道府県知事に対して賃金改善開始の報告を行うこととされています。

当該報告は、本年2月分及び3月分の賃金改善を行っていることを担保するため、令和4年4月15日を提出期限（予定）としている処遇改善計画書に先立って提出いただく必要があります。

については、下記のとおり、オンライン申請フォームにより提出いただきますようお願いいたします。

記

1 提出期限

令和4年2月28日（月）

※令和4年3月分とまとめて同年2月分の賃金改善分の支給を行う場合は令和4年3月31日（木）まで。

※やむを得ない事情により、令和4年2月分から賃金改善を行っているにもかかわらず未報告であった場合には、処遇改善計画書の提出時に併せて報告を行うこと。

2 提出方法・様式

下記県ホームページ中のオンライン申請フォームより提出してください。

【県ホームページ URL】

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/203433.html>

3 スケジュール（予定）

(1) 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金に係る賃金改善開始の報告書の提出

【提出期限】

上記1 提出期限のとおり

(2) 福祉・介護職員処遇改善計画書（臨時特例交付金分）の提出

【提出期限】

令和4年4月中旬（予定）

(3) 福祉・介護職員処遇改善実績報告書（臨時特例交付金分）の提出

【提出期限】

未定（補助対象期間終了後）

岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係			
係長	若原	担当	森
TEL	058-272-8302		
FAX	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		